

福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書の公表について

国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書」をとりまとめ、以下のとおり公表いたします。

- 1 公表期間は、平成27年8月17日から平成27年9月15日までです。
ただし、福岡市立東市民センター及び福岡市和白地域交流センターは8月31日を除き、国土交通省の各所及び東区役所は土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- 2 公表場所は、以下のとおりです。
 - ・国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
 - ・国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部総務課
 - ・国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港PT
 - ・国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所総務課
 - ・福岡市役所情報プラザ
 - ・福岡市東区役所企画振興課
 - ・福岡市立東市民センター
 - ・福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）
- 3 公表時間は、9時00分から16時30分までです。
- 4 公表の場所には、「計画段階環境配慮書」、「要約書」の公表物のほかに、「公表について（資料1）」、「意見書の提出について（資料2）」、「意見書様式」、「説明会の開催について（資料3）」を設置しております。
- 5 公表は、所定の場所で行うものとし、公表物の所定の場所以外への持出し、貸出しは禁止いたします。
- 6 配慮書及び要約書は、大阪航空局ホームページでも公表しております。
大阪航空局ホームページ：<http://www.ocab.mlit.go.jp/>
- 7 配慮書及び要約書の複写については、公表場所では対応しておりません。必要に応じて、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてください。
- 8 配慮書及び要約書の公表に関するご質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課、又は、九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチームにお問い合わせください。

- ・ヘリコプターの運航、飛行場の施設の供用に係るもの

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

電話 06-6949-6469

時間 午前9時30分～午後5時00分

- ・工事の実施、飛行場の存在に係るもの

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話 092-418-3374

時間 午前9時30分～午後5時00分